

農山漁村地域整備計画 事後評価調書

整備計画名	徳島県漁港・漁場・漁村・海岸整備計画（第3期）	計画策定主体	徳島県		
整備計画年度	令和2年度～令和6年度（5年間）	対象市町村	鳴門市 他4市町		
1. 交付対象事業の進捗状況【実施要領^{注1}第5の2の（1）】					
<ul style="list-style-type: none"> ・5年間で計画に位置づけた事業については、概ね計画どおり事業進捗を図ることができた。なお、離島である伊島漁港海岸侵食対策においては、仮設道等準備工を実施した後、本体着工直前に新たな斜面崩壊が生じたため修正設計を実施することとなった。 					
2. 事業効果の発現状況【実施要領第5の2の（2）】					
<ul style="list-style-type: none"> ・高潮、津波等による漁港海岸施設の被災や、浸水被害を未然に防止するため、突喰漁港海岸の改良、土佐泊漁港海岸の老朽化対策が図られたほか、由岐漁港海岸の詳細設計を実施した。 ・漁業環境整備として舗装工事を行い、近隣住民の生活環境改善を図った。 ・漁業集落排水施設の長寿命化を図るための長寿命化計画を作成した。 					
【定量的指標】					
	目標値	実績値	単位	達成評価	備考
1 津波対策のため、防潮堤の新設・改良を行い避難時間を確保する	未設定 →35分	未設定 →35分	—	達成	
2 波浪等による侵食から背後集落を防護する	62	0.0	世帯	未達成	
3 長寿命化計画の結果を基に計画的に修繕を行い施設の長寿命化を図る	2	2	漁港	達成	
4 漁業利用者や近隣住民の生活環境改善を図る	1	1	漁港	達成	
5 漁業集落排水施設の長寿命化を図るための、長寿命化計画策定	100	100	%	達成	
4. 今後の方針【実施要領第5の2の（4）】					
<ul style="list-style-type: none"> ・今後適正な維持管理の実施による事業効果の継続的な発現を図っていく。また崩壊が進行した伊島漁港海岸侵食対策については、修正設計が完了したことから、速やかに工事着手を目指す。 					

(注1) 実施要領とは、「農山漁村地域整備交付金実施要領」のことを指す。